

<日本史探究 第43講> 室町時代①

(1) 鎌倉幕府の滅亡

①後嵯峨法皇の死後、朝廷内部では皇位の継承と天皇家の荘園の相続をめぐって、後深草天皇に始まる持明院統と亀山天皇に始まる大覚寺統が争うようになった。

②幕府は、両統が交代で皇位につく両統迭立の原則を立て、1317年、文保の和談を提議し、両統の妥協をはかった。翌年、大覚寺統から即位した後醍醐天皇は、院政を廃止し、1321年に記録所を復活させるなど、天皇の権限強化を推し進めた。

③一方、当時の幕府では1316年に執権となった北条高時のもとで内管領長崎高資が専権をふるい、御家人は得宗専制政治への反発を強めた。

④両統迭立を支持する幕府に不満をいだいていた天皇は、この情勢をみて、1324年、討幕を計画したが、幕府側に漏れて失敗した。これを正中の変という。さらに1331年には、再び計画して捕らえられ、隠岐に流された。この元弘の変後、幕府は、持明院統の光厳天皇を即位させた。

⑤しかし、後醍醐天皇の子護良親王や河内の出身の楠木正成らは、悪党などの反幕勢力を結集して、幕府へ抵抗した。1333年には、これを制圧するために畿内に派遣された有力御家人足利高氏も天皇側につき、六波羅探題を攻め落とした。関東では新田義貞が、まもなく鎌倉を攻めて得宗の北条高時以下を滅ぼし、鎌倉幕府は滅亡した。

教科書：P.110～P.114

(1) 鎌倉幕府の滅亡

①後嵯峨法皇の死後、朝廷内部では皇位の継承と天皇家の荘園の相続をめぐって、後深草天皇に始まる(1)と亀山天皇に始まる(2)が争うようになった。

②幕府は、両統が交代で皇位につく(3)の原則を立て、1317年、文保の和談を提議し、両統の妥協をはかった。翌年、(2)から即位した(4)は、院政を廃止し、1321年に(5)を復活させるなど、天皇の権限強化を推し進めた。

③一方、当時の幕府では1316年に執権となった(6)のもとで内管領(7)が専権をふるい、御家人は得宗専制政治への反発を強めた。

④(3)を支持する幕府に不満をいだいていた天皇は、この情勢をみて、1324年、討幕を計画したが、幕府側に漏れて失敗した。これを(8)という。さらに1331年には、再び計画して捕らえられ、(9)に流された。この(10)後、幕府は、(1)の(11)天皇を即位させた。

⑤しかし、(4)の子(12)や河内の出身の(13)らは、(14)などの反幕勢力を結集して、幕府へ抵抗した。1333年には、これを制圧するために畿内に派遣された有力御家人(15)も天皇側につき、(16)を攻め落とした。関東では(17)が、まもなく(18)を攻めて得宗の(6)以下を滅ぼし、鎌倉幕府は滅亡した。

(2)建武の新政

①後醍醐天皇は、すぐに隠岐から京都に戻り、光厳天皇を廃して親政を復活させた。翌1334年、元号を建武と改めたので、この新しい政治を建武の新政という。

②天皇は、「延喜・天曆の治」を理想とし、摂政・関白を置かず、幕府も院政も否定した。中央に最高機関として記録所や論功行賞をおこなう恩賞方、幕府の引付を受け継いだ雑訴決断所などをおいた。

③軍事・警察をつかさどる武者所が置かれ、新田義貞が頭人[長官]となった。諸国には国司・守護を併置するなど、新政は公武連合政権の性格を持っていた。

④また、幕府の勢力が強かった東北・関東地方には、陸奥将軍府・鎌倉将軍府を置いて、それぞれ天皇の皇子である義良親王と成良親王を派遣し、陸奥守北畠顕家と相模守足利直義に補佐させた。

⑤天皇中心の新政策は、すべての土地所有権の確認には天皇の綸旨を必要とするなど、武士社会の慣習を無視していたため、多くの武士の反発を招いた。その混乱ぶりは『建武年間記』に収められた「二条河原の落書」に見られる。

⑥1335年、北条高時の子北条時行が鎌倉幕府再興を図って反乱を起こした。この中先代の乱で、鎌倉を占領したが、足利尊氏によって鎮圧された。

⑦足利尊氏はその後新政権に反旗をひるがえし、上京した尊氏軍は、1336年、摂津国の湊川の戦いで楠木正成・新田義貞の軍を破り、京都を占領した。入京した尊氏は、1336年、持明院統の光明天皇を擁立し、17条からなる建武式目を制定した。

(2)建武の新政

①(4)は、すぐに(9)から京都に戻り、(11)天皇を廃して親政を復活させた。翌1334年、元号を(19)と改めたので、この新しい政治を(20)という。

②天皇は、「(21)」を理想とし、摂政・関白を置かず、幕府も院政も否定した。中央に最高機関として(22)や論功行賞をおこなう(23)、幕府の(24)を受け継いだ(25)などをおいた。

③軍事・警察をつかさどる(26)が置かれ、(17)が頭人[長官]となった。諸国には(26)するなど、新政は公武連合政権の性格を持っていた。

④また、幕府の勢力が強かった東北・関東地方には、(27)・(28)を置いて、それぞれ天皇の皇子である義良親王と成良親王を派遣し、陸奥守北畠顕家と相模守足利直義に補佐させた。

⑤天皇中心の新政策は、すべての土地所有権の確認には天皇の(29)を必要とするなど、武士社会の慣習を無視していたため、多くの武士の反発を招いた。その混乱ぶりは『(30)』に収められた「(31)」に見られる。

⑥1335年、北条高時の子(32)が鎌倉幕府再興を図って反乱を起こした。この(33)で、鎌倉を占領したが、(15)によって鎮圧された。

⑦(15)はその後新政権に反旗をひるがえし、上京した(15)軍は、1336年、摂津国の(34)で(13)・(17)の軍を破り、京都を占領した。入京した尊氏は、1336年、(35)統の(36)を擁立し、(37)条からなる(38)を制定した

(3)南北朝の動乱

①法典としては、御成敗式目ごせいばいしきもくが用いられた。また、鎌倉幕府の追加法である式目追加も引き継いでおり、建武年間以降に付け加えた法を建武以来追加として扱った。

②一方、後醍醐天皇は1336年末に吉野よしのに逃れて南朝なんちようをおこしたため、京都の北朝ほくちようと対立し、以後約60年間におよぶ南北朝の動乱が始まった。

③1338年、足利尊氏は北朝の光明天皇から征夷大將軍に任じられ、弟の足利直義と政務を分担して政治をおこなった。しかし、漸進派の直義と尊氏の執事で急進派の高師直こうのもろなおが対立し、1350年から観応の擾乱かんのう じょうらんと呼ばれる激しい争いとなった。

④直義は、高師直を倒したが、1352年、尊氏によって毒殺された。その後も尊氏派（幕府派）・旧直義派・南朝の三つどもえの抗争が続いた。

⑤南朝側では、動乱の初期に北畠顕家や新田義貞が戦死するなど形勢は不利であったが、南朝の正統性を主張した歴史書『神皇正統記』じんのおうしやうとうの著者北畠親房きたばたけちかふさらが、後醍醐天皇のあとを継いだ幼い後村上ごむらかみ天皇[義良親王のりよし]をもりたて、一時京都を奪還した。

⑥九州では後醍醐天皇の皇子の征西大將軍せいせいだいしやうぐん懐良親王かねよしが全土を制圧したが、3代將軍であった足利義満あしがわの時代に九州探題として今川了俊いまがわ[貞世りやうしゆんざだよ]が派遣されると、九州の南朝勢力は衰退した。

⑦こうして乱は収束していき、義満は南朝と交渉し、1392年、南朝の後龜山天皇ごかめやまが北朝の後小松天皇ごこまつに譲位する形で、南北朝の合体が実現した。

(3)南北朝の動乱

①法典としては、(39)が用いられた。また、鎌倉幕府の追加法である(40)も引き継いでおり、建武年間以降に付け加えた法を(41)として扱った。

②一方、(42)天皇は1336年末に(43)に逃れて(44)をおこしたため、京都の(45)と対立し、以後約60年間におよぶ(46)が始まった。

③1338年、(47)は(45)の(36)から征夷大將軍に任じられ、弟の(48)と政務を分担して政治をおこなった。しかし、漸進派の(48)と尊氏の執事で急進派の(49)が対立し、1350年から(50)と呼ばれる激しい争いとなった。

④(48)は、(49)を倒したが、1352年、尊氏によって毒殺された。その後も尊氏派（幕府派）・旧直義派・南朝の三つどもえの抗争が続いた。

⑤(44)側では、動乱の初期に北畠顕家や新田義貞が戦死するなど形勢は不利であったが、南朝の正統性を主張した歴史書『(51)』の著者(52)らが、後醍醐天皇のあとを継いだ幼い(53)[義良親王のりよし]をもりたて、一時京都を奪還した。

⑥九州では後醍醐天皇の皇子の(54)(55)が全土を制圧したが、3代將軍であった(56)の時代に(57)として(58)が派遣されると、九州の南朝勢力は衰退した。

⑦こうして乱は収束していき、(56)は(44)と交渉し、(57)年、(44)の(58)が(45)の(58)に譲位する形で、(59)が実現した。

(4)守護大名と国人一揆

①南北朝の動乱の中で、**国人**^{こくじん}と呼ばれた在地武士の力が増大してきたため、惣領制の解体が進んだ。**国人**たちは、農民を支配したり、守護に対抗するために、一致団結した一揆を結成した。これを**国人一揆**という。

②尊氏は、こうした国人層を取り込んで支配を進めるために、守護の権限を大幅に拡大させた。従来の守護の特権であった**大犯三力条**^{だいぼん}に加え、田地をめぐる紛争の際、自分の所有権を主張して稲を一方的に収穫する行為である**刈田狼藉**^{かりたろうぜき}の取り締まる権限や、幕府の裁判の判決を現地で執行する**使節遵行**^{しせつじゅんぎょう}を行う権限を与えた。

③さらに1352年、尊氏は**半済令**^{はんぜいれい}を出し、領国内の荘園・公領の年貢の半分を、守護が**兵糧米**^{ひょうろうまい}[軍費]として徴発する権限も認めた。この**半済**^{はんぜい}が認められたのは当初、**近江**^{おうみ}・**美濃**^{みの}・**尾張**^{おわり}の3国だけで1年限りだったが、次第に永続化していった。

④守護は、**半済**によって得た**兵糧米**を領国内の武士に分け与えることで統制を強化し、**国人**を家臣にすることをすすめた。半済が永続化していくと、やがて年貢だけでなく土地そのものも分割されるようになり、守護による荘園侵略が進んだ。

⑤一方、荘園領主たちは年貢の徴収を守護に請け負わせて、荘園経営から手を引くようになった。これを**守護請**^{しゅごうけ}という。守護の中には一国全体の支配権を確立する者もいた。このような守護を**守護大名**^{だいまいよう}、その支配体制を**守護領国制**^{しゅごうりょうこく}という。

(4)守護大名と国人一揆

①南北朝の動乱の中で、**(60)**と呼ばれた在地武士の力が増大してきたため、惣領制の解体が進んだ。**(60)**たちは、農民を支配したり、守護に対抗するために、一致団結した一揆を結成した。これを**(61)**という。

②尊氏は、こうした国人層を取り込んで支配を進めるために、守護の権限を大幅に拡大させた。従来の守護の特権であった**(62)**に加え、田地をめぐる紛争の際、自分の所有権を主張して稲を一方的に収穫する行為である**(63)**の取り締まる権限や、幕府の裁判の判決を現地で執行する**(64)**を行う権限を与えた。

③さらに1352年、尊氏は**(63)**を出し、領国内の荘園・公領の年貢の半分を、守護が**(64)**[軍費]として徴発する権限も認めた。この**(65)**が認められたのは当初、**(66)**・**(67)**・**(68)**の3国だけで**(69)**年限りだったが、次第に永続化していった。

④守護は、**(65)**によって得た**(64)**を領国内の武士に分け与えることで統制を強化し、**(70)**を家臣にすることをすすめた。半済が永続化していくと、やがて年貢だけでなく土地そのものも分割されるようになり、守護による荘園侵略が進んだ。

⑤一方、荘園領主たちは年貢の徴収を守護に請け負わせて、荘園経営から手を引くようになった。これを**(71)**という。守護の中には一国全体の支配権を確立する者もいた。このような守護を**(72)**、その支配体制を**(73)**という。